

向日市と日東薬品工業ホールディングスグループ Noster 株式会社との
市民の健康づくりに関する連携協定書

向日市（以下「甲」という。）と日東薬品工業ホールディングスグループ
Noster 株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり市民の健康づくりに関
する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携のもと、向日市民の健康づくりに寄与する
ことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連
携・協力して取り組むものとする。

- (1) 甲は、次号において乙が調査・分析で得た結果を活用し、健康づくり施策
の充実を図ること。
- (2) 乙は、市民を対象とした健康に関する調査・分析を行うこと。
- (3) その他、前条の目的を達成するために甲及び乙が協議し、必要と認めるこ
と。

（本協定の有効期間及び解除）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までと
する。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも書
面による特段の申し出がない場合は、自動的に1年間延長するものとし、その
後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事項の検討及び実施により、相手方か
ら知り得た秘密及び個人情報については、本協定の有効期間中及び有効期間
終了後を問わず、第三者に開示・漏えい又は他の目的に使用してはならない。
ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令等により開示を
求められた場合は、この限りではない。

（協議）

第5条 本協定に定めるもののほか、連携の具体的事項及びその他必要な事項
については、甲及び乙が協議してこれを定める。

2 本協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲及び乙が協議の上、
決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名の上、各自1通を保有す
る。

令和8年2月10日

甲 向日市寺戸町中野20番地
向日市長

日向

乙 向日市上植野町南開35番地の3
日東薬品工業ホールディングスグループ代表
Noster 株式会社
代表取締役CEO

北尾浩平